

第135号議案

過疎地域自立促進市町村計画の変更について

| 〈目次〉 | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 1 過疎地域自立促進特別措置法について …………… 1 | 1 |
| 2 過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）の変更について …………… 3 | 3 |
| 3 「過疎地域自立促進市町村計画」新旧対照表 …………… 6 | 6 |

1 過疎地域自立促進特別措置法について

(1) 目的(法第1条)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(2) 過疎地域の要件(法第2条)

- ア 人口要件 人口減少率
- イ 財政力要件 財政力指数

(3) 長崎市の過疎地域(法第33条)

旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の4地域

※合併があった場合の特例

過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、合併後の市町村が過疎地域市町村の要件に当てはまらない場合についても、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている。

(4) 過疎地域自立促進市町村計画(法第6条)

過疎地域の市町村は、自立促進方針(※)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。また、市町村計画を変更しようとする場合について準用する。

※自立促進方針…都道府県が過疎地域の自立促進を図るため定めた計画

(5) 過疎法に基づく財政支援措置(法第10条・第12条)

- ア 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例
- イ 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する地方債(過疎対策事業債)の充当
 - (ア) 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)
 - (イ) 交付税措置:起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

(6) 対象施設及び対象事業(法第 12 条)

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| <p>産業振興施設等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道、漁港・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入もしくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 | <p>厚生施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設 |
| <p>交通通信施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道、橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 | <p>教育文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設 |
| <p>過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 <p>○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む。)</p> | |

2 過疎地域自立促進市町村計画(過疎計画)の変更について

(1) 変更内容

今回、高島地区、野母崎地区及び外海地区に係る過疎計画(計画期間 平成 28 年度～令和2年度)において、令和2年度から新たに予定している「超高速インターネット環境整備事業」を追加するため、変更を行うもの。

(2) 事業の概要

ア 超高速インターネット環境整備事業

市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでおらず、超高速インターネットサービスが提供されている地区との間で情報格差が生じ課題となっているため、電気通信事業者による光回線の整備を支援することにより、超高速インターネット環境の整備を図る。

(ア) 未整備地区

本市の現状として、超高速インターネット未整備地区は以下の 9 地区である。(別紙1)

| 区分 | 地区名 |
|--------|---|
| 全域利用不可 | 外海地区 式見地区 高島地区 |
| 一部利用不可 | 琴海地区(琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町) 茂木地区(千々町、北浦町) 福田地区(柿泊町、上浦町) 三和地区(藤田尾町) 野母崎地区(以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町) 土井首地区(鹿尾町) |

なお、上記以外のサービス提供地区においても、住宅が密集していない場所では、電気通信事業者の採算性の問題でサービスを利用できない空白エリアが存在する。

(イ) 整備範囲

市内全域

※離島及びサービス提供地区内の空白エリアを含み、100%整備済みである伊王島地区を除く。

(ウ) 整備運営方式

民設民営方式

(エ) 整備完了予定

令和 4 年 3 月末

(オ) 期待される効果例

- a 在宅学習
- b リモートワーク
- c 移住促進

(カ) 整備費

総事業費 2,291,908 千円
うち長崎市負担分 1,603,106 千円

(キ) 財源内訳

| 総事業費 ① | 予算計上額 ② | 財源内訳 | | | 国庫補助額 (事業者が 直接受領) (A)=①-② |
|-----------|------------|------------------|----------------|------|------------------------------------|
| | | 国庫支出金 (B)+(C) | 地方債 (D)+(E) | 一般財源 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2,291,908 | 1,603,106 | 1,229,206 | 373,900 | — | 688,802 |

(うち 過疎地域に係るもの)

| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|---------|---------|---------|---------|----|---------|
| 826,852 | 587,553 | 300,453 | 287,100 | — | 239,299 |

(A) 高度無線環境整備推進事業補助金(事業者が直接受領) 688,802 千円

(B) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助裏別枠分)

518,734 千円

離島:国庫補助額 ③×1/2×8/10

その他:国庫補助額 ③×8/10

(C) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(地方単独事業分)

710,472 千円

(D) 辺地債 充当率 100%(交付税措置率 80%)

86,800 千円

(E) 過疎債 充当率 100%(交付税措置率 70%)

287,100 千円

(過疎地域の内訳)

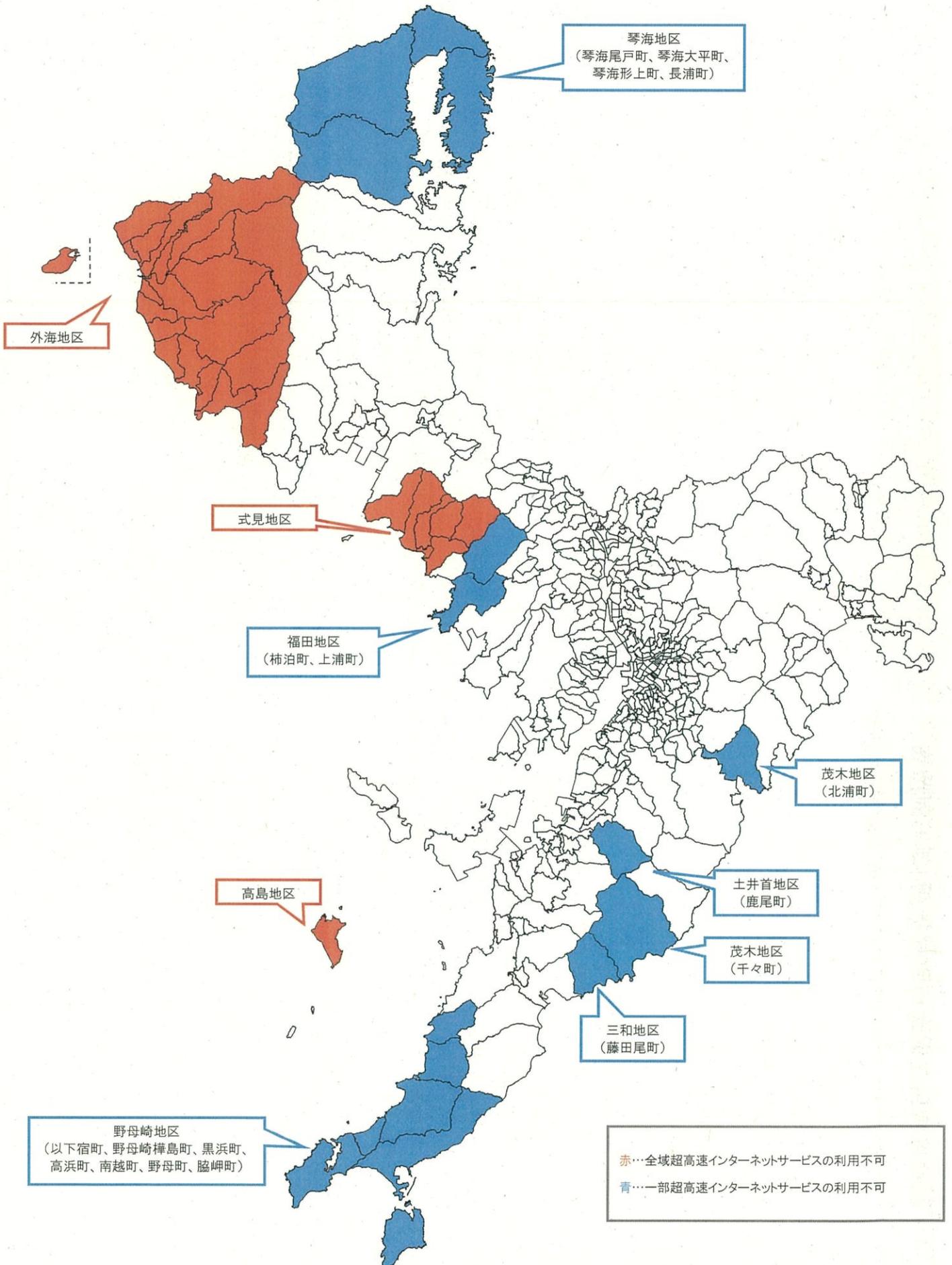
(単位:千円)

| 地区名 | 総事業費 ① | 予算計上額 ② | 財源内訳 | | | 国庫補助額 (事業者が 直接受領) (A)=①-② |
|-----|-----------|------------|------------------|----------------|------|------------------------------------|
| | | | 国庫支出金 (B)+(C) | 地方債 (D)+(E) | 一般財源 | |
| 高島※ | — | — | — | — | — | — |
| 野母崎 | 452,343 | 321,431 | 164,333 | 157,098 | — | 130,912 |
| 外海 | 374,509 | 266,122 | 136,120 | 130,002 | — | 108,387 |
| 計 | 826,852 | 587,553 | 300,453 | 287,100 | — | 239,299 |

※高島地区については、辺地債で計上

超高速インターネット未整備地区

別紙1



3 「過疎地域自立促進市町村計画」新旧対照表

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 伊王島地区(略)</p> <p>イ 高島地区 (ア)～(エ)(略)</p> <p>(オ) 通信及び情報化 災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。 そのほか県下の防災情報の収集には、市町ネットワークの県防災行政無線(ファクシミリ装置)を設置している。 防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための整備を進める必要がある。</p> | <p>(オ) 通信及び情報化 災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。 そのほか県下の防災情報の収集には、市町ネットワークの県防災行政無線(ファクシミリ装置)を設置している。 防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための整備を進める必要がある。 <u>また、市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでおらず、超高速インターネットサービスが提供されている地区との間で情報格差が生じ課題となっているため、環境整備を進める必要がある。</u></p> |

変更前

ウ 野母崎地区
(ア)～(イ) (略)

(ウ) 通信及び情報化

災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。

そのほか県下の防災情報の収集には、市町ネットワークの県防災行政無線(ファクシミリ装置)を設置している。

防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための整備を進める必要がある。

変更後

(ウ) 通信及び情報化

災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。

そのほか県下の防災情報の収集には、市町ネットワークの県防災行政無線(ファクシミリ装置)を設置している。

防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための整備を進める必要がある。

また、市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでおらず、超高速インターネットサービスが提供されている地区との間で情報格差が生じ課題となっているため、環境整備を進める必要がある。

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>エ 外海地区 (ア)～(エ)(略)</p> <p>(オ) 通信及び情報化 災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。 そのほか県下の防災情報の収集には、市町ネットワークの県防災行政無線(ファクシミリ装置)を設置している。 防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための整備を進める必要がある。</p> | <p>(オ) 通信及び情報化 災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。 そのほか県下の防災情報の収集には、市町ネットワークの県防災行政無線(ファクシミリ装置)を設置している。 防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するための整備を進める必要がある。 <u>また、市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでおらず、超高速インターネットサービスが提供されている地区との間で情報格差が生じ課題となっているため、環境整備を進める必要がある。</u></p> |

変更前

変更後

(2)その対策

ア 伊王島地区(略)

イ 高島地区

(ア)～(イ)(略)

(オ) 通信及び情報化

防災行政無線の維持管理及び充実を図る。

ウ 野母崎地区

(ア)～(イ)(略)

(ウ) 通信及び情報化

防災行政無線の維持管理及び充実を図る。

エ 外海地区

(ア)～(イ)(略)

(オ) 通信及び情報化

防災行政無線の維持管理及び充実を図る。

(オ) 通信及び情報化

a 防災行政無線の維持管理及び充実を図る。

b 電気通信事業者による光回線の整備を支援することにより、超高速インターネット環境の整備を図る。

(ウ) 通信及び情報化

a 防災行政無線の維持管理及び充実を図る。

b 電気通信事業者による光回線の整備を支援することにより、超高速インターネット環境の整備を図る。

(オ) 通信及び情報化

a 防災行政無線の維持管理及び充実を図る。

b 電気通信事業者による光回線の整備を支援することにより、超高速インターネット環境の整備を図る。

変更前

変更後

(3)計画

ア 伊王島地区(略)

イ 高島地区

事業計画(平成 28 年度～令和2年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------------------------|-----------------------------|------------------|----------|----|
| 2 交通通信体 系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進 | (6)電気通信施設 等情報化のた めの施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線設備更新事 業 | 市 | |
| | (11)過疎地域自立 促進特別事業 | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------------------------|-----------------------------|----------------------|-----------|----|
| 2 交通通信体 系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進 | (6)電気通信施設 等情報化のた めの施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線設備更新事 業 | 市 | |
| | その他の情報 化のための施設 | 超高速インターネット環境 整備事業 | 民間 事業者 | |
| | (11)過疎地域自立 促進特別事業 | | | |

変更前

変更後

ウ 野母崎地区

事業計画(平成28年度～令和2年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|----------|----|
| 2交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 市道高浜本線道路改良事 業 (中略) | 市 | |
| | (6)電気通信施設 等情報化のた めの施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線設備更新事 業 | 市 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------|----|
| 2交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 市道高浜本線道路改良事 業 (中略) | 市 | |
| | (6)電気通信施設 等情報化のた めの施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線設備更新事 業 | 市 | |
| | <u>その他の情報 化のための施設</u> | <u>超高速インターネット環境 整備事業</u> | <u>民間 事業者</u> | |

変更前

変更後

エ 外海地区

事業計画(平成28年度～令和2年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------|----|
| 2交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 市道上出津線道路改良事 業 (中略) | 市 | |
| | (3)林道 | | | |
| | | 森林基幹道西彼杵半島線 開設事業 | 県 | |
| | (6)電気通信施設 等情報化のた めの施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線設備更新事 業 | 市 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------|----|
| 2交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 市道上出津線道路改良事 業 (中略) | 市 | |
| | (3)林道 | | | |
| | | 森林基幹道西彼杵半島線 開設事業 | 県 | |
| | (6)電気通信施設 等情報化のた めの施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線設備更新事 業 | 市 | |
| | その他の情報 化のための施設 | 超高速インターネット環境 整備事業 | 民間 事業者 | |